

さいたま市告示第648号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成29年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール与野

所在地 さいたま市中央区本町西5丁目2番9号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 池谷 幹男

住所 東京都千代田区丸の内一丁目4号5号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 45,118㎡

(変更後) 48,118㎡

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(7) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
屋上駐車場	366台
5階駐車場	712台
4階駐車場	242台
3階駐車場	211台
1階・平面駐車場	448台
地下1階駐車場	1,021台
計	3,000台

(変更後)

位置	収容台数
屋上駐車場	347台
5階駐車場	638台
4階駐車場	701台
3階駐車場	0台
1階・平面駐車場	438台
地下1階駐車場	676台
計	2,800台

(4) 変更する年月日

平成30年3月1日（予定）

(5) 変更する理由

社会情勢、買い物客のニーズの変化に対応するための増床計画

2 届出年月日

平成29年4月27日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成29年4月28日から平成29年8月28日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 中央区役所区民生活部総務課

住所 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号

電話 048(840)6013

FAX 048(840)6160

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成29年4月28日から平成29年8月28日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966